

第1章 環境報告書とは何か

1. 環境報告書の定義と環境報告ガイドライン

環境報告書とは、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無並びに公表媒体に関わらず、事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮等の取組状況に関する説明責任を果たし、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進するためのものです。

この環境報告ガイドラインは、環境報告書で社会に対して事業活動における環境配慮の方針、目標を明らかにし、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を取りまとめ、広く社会に対して定期的に公表・報告する際に参考とするためのものです。

環境報告書を作成するにあたっては、このガイドラインに記載した一般的報告原則に則り、総合的体系的に記述する必要があります。

解説：環境報告書の名称

現在発行されている「環境報告書」の名称は、社会や経済分野まで記載した「サステナビリティ（持続可能性）報告書」や「社会・環境報告書」、企業の社会的責任（CSR）に基づく取組の成果を公表する「CSR報告書」等、その内容や作成趣旨によりさまざまです。本ガイドラインでは、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的・体系的に取りまとめ、定期的に公表・報告するものを総称して環境報告書と呼びます。したがって、企業の社会的責任や持続可能性に関する情報を含む場合であっても、本ガイドラインで言うところの「環境報告書」とみなします。

事業者は事業活動における環境負荷を低減する活動や環境の保全への取組の状況を記載した環境報告書を定期的に作成し公表することが期待されます。

解説：環境報告書の公表媒体

現在発行されている環境報告書の媒体には、冊子・印刷物、インターネット(URL)での公開、CD等さまざまなものがありますが、媒体は何であれ、その内容が本ガイドラインの定義に合致し、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を総合的に取りまとめ、公表するものを総称して環境報告書と呼びます。

解説：環境報告の定期的公表・報告

基本的には事業者の事業年度または営業年度に合わせ、少なくとも毎年（度）一回、作成・公表することが望まれます。例えば、環境報告書は会計年度終了時や株主総会等、ステークホルダーへの情報提供にふさわしい時期に作成・公表することが考えられます。インターネットを活用する場合等、公表媒体によっては、その開示内容に応じて公表頻度を多くすることも有効です。

2．環境報告書の基本的機能

環境報告書には、事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部（社会的）機能と、事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があります。これらにより、事業者の自主的な事業活動における環境配慮等の取組が推進されます。

外部機能には、次の三つの機能があります。

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

内部機能には、次の二つがあります。

自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能

経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

環境報告書で環境報告を行う際には、これらの機能を適切に果たすよう留意することが必要です。

解説：事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

環境報告書は、「事業者が、社会に対して開いた窓であり、コミュニケーションの重要なツールである」と言えます。ステークホルダーはその窓を通して、その事業者が環境問題等についてどのように考え、どう対応しようとしているのかを知ることができます。また、事業者はその窓を通して、ステークホルダーが事業者に何を求め、どう感じているのかを知ることができます。

解説：社会に対する説明責任に基づく情報開示機能

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、その事業活動を通じて大きな環境負荷を発生させています。そのため公共財ないし全生命共有の財産である「環境」について、さらには深刻化する環境問題に対して、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのような環境配慮の取組を行っているのか等を、公表・説明する責任があり、その手段として環境報告書で環境報告を行うことは最も重要な地位を占めるものです。

解説：ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供する機能

ステークホルダーの製品やサービスの選択、投融資先等の選択等に当たっては、各種の製品情報や経営情報の開示が必要不可欠であり、その際に環境面やリスク管理等に関する情報が重要な判断材料になると考えられます。事業者はそのような意思決定の判断材料となる有用な情報を提供することが求められています。

そして、さまざまなステークホルダーが、環境報告書で環境報告を行うことの有無を含む事業者の環境配慮に関する情報を、事業者や製品・サービス選択の判断材料とするようになりつつあります。さらに、環境等に対する配慮の状況から事業者の格付

を行う評価機関や、投融資や取引の意思決定を行う事業者が増加しています。このように環境配慮への積極的な取組を進めた事業者が正当に評価され、いわば市場原理の中で公正かつ効果的にそのような取組が今後ますます進展することが期待されます。特に、製品・サービス市場における情報媒体としては環境ラベルが主たる役割を果たし得るのに対して、資本市場や雇用市場における情報媒体として、環境報告書が重要な役割を果たすものであり、こうした効果は、CSR ファンドやエコファンド等の社会的責任投資*（SRI：Socially Responsible Investment）の普及が進む中で、次第に現実のものとなりつつあります。

近年、欧米において、公的年金等の資金の運用先や個人投資家も含めて「積極的に環境配慮に取り組む企業」に優先的に投資を行おうとする動きがあります。国内においても社会的責任投資（SRI）の取組が普及しつつあり、このような中で、我が国の事業者が環境報告書を作成・公表し、自らの事業活動における環境配慮の取組状況についての情報を公開していくことは、グリーン投資、グリーンマネーの拡大につながり、持続可能な社会の構築に向けた環境と経済の統合的向上に資するものと考えられます。

また、グリーン購入・調達が進展するとともに、取引先の選定等に際して事業者の環境や社会に対する配慮への取組状況についての情報を求められることが多くなってきており、環境報告書はその際の説明資料としても使用できます。

解説：事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進のための機能

事業者が社会に対して事業活動における環境配慮等の取組に関する方針や目標を誓約し公表することにより、社会がその状況を評価するいわゆるプレッジ・アンド・レビューの効果が働き、取組がより着実に進められることが期待されます。

また、環境報告の実施にあたって、外部の目や同業他社との比較を意識し、より前向きに取組を行っていくことは、環境保全に向けて社会全体の取組が進展することにつながると考えられます。

さらに、幅広いステークホルダーの間で環境コミュニケーションが進むことにより、社会全体の環境意識が向上するとともに、各主体の取組の状況と課題についての認識が深まれば、それぞれの役割に応じたパートナーシップの下で社会全体での取組のレベルアップに役立つことが期待されます。

解説：事業者自身の環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しの機能

環境負荷の実態や事業活動における環境配慮の取組状況を外部に報告することにより、事業者自身が報告の内容を充実させるため、事業活動における環境配慮の取組の内容やレベルを自主的に高める効果があるとともに、社内的に環境情報の収集システムが整備され、事業者自身の環境配慮の取組に関する方針、目標、行動計画等を見直し、新たに策定する契機になります。

解説：経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

自らの取組内容を従業員に理解してもらい、その環境意識を高めるために、環境

報告書は従業員の教育・研修のツールとしても活用でき、さらには自らの事業活動における環境配慮等の取組状況を知るとともに、それらの取組を行うことにより従業員自身が、自社に誇りを持つことにつながります。

また、環境報告書に経営者の緒言等を記載することにより、経営者自身の意識付けも期待できます。

3 . 環境報告書における環境報告の一般的報告原則

環境報告書は、事業者の説明責任の観点及びステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供する観点から、環境コミュニケーションのツールとして作成・公表されるものであり、以下に示す4つの一般的報告原則は、環境報告書の基本的機能を満たすために必要不可欠なものです。これらの一般的報告原則に合致しない場合は、環境報告書に期待される機能を果たすことができません。ここでは、環境報告書で環境報告を行う際の“一般的報告原則”について解説します。

目的適合性

環境報告においては、事業者の事業活動に伴う環境等への影響の状況及び事業活動における環境等への配慮の取組状況に関する、ステークホルダーの判断に影響を与える重要な情報が、適切な時期に提供される必要があります。

解説：目的適合性のための重要性と適時性

作成・公表される環境報告書は、ステークホルダーがその事業者及びその環境報告書に対して、どのようなことを期待して、どのような情報を求めているかを、十分に考慮することが必要です。

そのためには、ステークホルダーが誰なのかをあらかじめ特定し、それらのステークホルダーとの対話の過程を通じて、彼らの期待やニーズを理解することが有効になります。環境報告書はそのようなステークホルダーの期待やニーズに適合し、重要性のある情報が適切に記載されていることが望まれます。

なお、情報に重要性があるかどうかについては、ステークホルダーとの関与結果等を参考にして、ステークホルダーの意思決定や判断に影響を与える大きさから決定することになります。本ガイドラインで示した29項目の環境報告書の記載事項(各項目における「(1)記載する情報・指標」)は、すべての事業者に共通して重要性があると考えられる情報ですが、それぞれの事業者の判断にもとづいて記載しない事項がある場合には、その理由を説明すること、また、29項目以外にも事業内容やステークホルダーとの関係等から重要な事項が存在する場合は、その事項を開示することが必要です。

さらに、環境情報が有用であるためには、ステークホルダーに対して適切な時期に提供される必要があります。また、当該事業者の、環境報告書対象期間中の事業活動における環境配慮の取組状況、あるいは環境に関する事故、さらには事業活動における環境配慮の取組に関する方針・目標の策定・改訂等について、公表時期を適切に判断して公表されるようにすることが重要です。環境に関わる重要な後発事象*についても記載することが期待されます(参考：4 . 報告にあたっての基本的要件 対象期間)。

信頼性

環境報告は、信頼できる情報を提供するために、重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性を確保しなければなりません。

解説：信頼性確保のための重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性

作成・公表した環境報告書が、多くのステークホルダーに受け入れられ、有用なツールとして活用されるためには、事業者が環境報告書の信頼性を高める努力をしていくことが必要です。

環境報告書の信頼性が確保されるためには、事業活動に伴う環境的・経済的・社会的影響及び事業活動における環境・経済・社会配慮の取組状況を忠実に表現する上で重要な情報が確実に網羅されている必要があります。また、記載された情報が正確かつ伝えようとする内容が間違いなく伝わるように必要な情報が含まれていることが必要です。特に、重要な情報ほど、正確で誤解を与えない詳細な情報を提供する必要があります。さらに、提供される情報は中立かつ検証可能であることが必要です。

環境報告の信頼性を高める手段としては、チェックリストやプロセスを示しつつ自己評価を実施することや監査役の監査の過程で環境情報の正確性を確認する等組織内部で実施する方法や、独立した第三者の審査を受けたり意見を聞いたりする等組織外の主体の関与を得る方法、本ガイドライン等への準拠を示す方法があります。そして複数の方法を組み合わせることにより、信頼性をさらに高める方法を選択し、できる範囲でより適切に進めることが望めます。

加えて、環境報告として記載された環境情報については、客観的な立場から検証可能であることが必要です。検証可能であるということは、第一に、環境報告として記載された情報のそれぞれについて、算定方法や集計範囲等が明記されており、検証可能な形で表示されているということです。第二には、環境報告として記載された情報のそれぞれについて、根拠資料が存在するとともに、その集計システム等が構築されており、情報の信頼性を第三者が確認する手段があるということです。

理解容易性

環境報告は、ステークホルダーの誤解を招かないように、必要な情報を理解容易な表現で明瞭に提供することが望めます。

解説：理解容易な表現

公表された環境報告書の読み手（ステークホルダー）は多種多様であり、環境報告を行う際には、わかりやすく、かつ誤解のないように配慮することが重要です。記載された情報が理解容易であるためには、できる限り簡潔な表現が求められますが、内容が複雑であっても必要な情報は適切に提供される必要があります。例えば、不確実性を伴う情報を提供する場合には、不確実な性質、対象範囲、判断根拠等を明記することが必要です。

併せて過去数年における経年変化を示すことも理解を深める上では重要です。

また、特定の情報を提供する場合には、全体に占める割合が容易に判読できるように、取組内容を列挙するだけでなく、その取組が全体の中でどの程度の割合を占めているのかを記載することが望めます。

さらに、公表されている環境報告の中には、自社の取組内容のみを定性的に記載し、数値データ（実績や目標）や自らの環境負荷の実態についてほとんど記載していないものがあります。事実を正確に伝える上で、数値の記載は極めて重要であり、

可能な限り実数値を記載することが望まれます。

その上で、環境報告書はコミュニケーションツールとして、見やすい、わかりやすい、読みやすいものであるとともに、読み手が「読んでみたい」と興味を抱くような表現の工夫も大切です。

そのためには、

- ・簡潔な文章と文体を心がける
- ・文章に加え、グラフや写真等を交えて表現する
- ・記載した取組や数値等の意味を適切に説明すること

等が望まれます。

なお、業界や社内だけで通用するような言い回しや表現、用語は可能な限り避けるべきであり、場合により注釈等を付すことが望まれます。

比較容易性

環境報告は、事業活動の各期間を通じて比較可能であり、かつ異なる事業者間を通じて一定の範囲で比較の基礎となる情報を提供することが望まれます。

解説：比較の基礎となる情報

まず第一に、記載された情報は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年の変化が比較できるよう記載することが望まれます。なお、前年と比較して著しい数値の増減等があった場合は、その理由や説明を記載することが期待されます。

第二に、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況は異なると考えられますが、同一業種の事業者間、さらには業種の異なる事業者間での比較が容易であるよう記載されていることも望まれます。例えば、業界平均値等の比較のベースとなる数値を、自社の数値に併記する等の工夫も有効です。なお、他事業者や業界平均等と比較して環境パフォーマンスに著しい差異が見られる場合は、その理由や説明を記載することが期待されます。

環境報告が比較容易となれば、ステークホルダーが環境配慮に積極的な事業者を選択する際の有用なツールとして活用されることが期待されます。

記載するデータの根拠や収集方法、測定・算定方法を明記すること、本ガイドラインを含め社会的に合意された環境報告のためのガイドラインに準拠して環境報告を実施すること、業界等で合意した共通の手法で環境パフォーマンスに関する情報を測定すること等は、環境報告の信頼性を高めるとともに、事業者間の比較容易性をも高めることにつながります。

算定方法や算定に用いた係数は継続的に使用することが原則です。しかし、算定方法や係数を変更する場合は合理的な理由が必要であり、変更した場合には、その旨、その理由、変更したことによる影響について記載が必要です。

4．環境報告書の基本的要件

対象組織の明確化

環境報告書で対象とする組織の範囲（バウンダリー）を明示することが必要です。

解説

報告対象組織の決定にあたっては、事業活動に伴う環境負荷の状況及び環境配慮への取組状況を考慮することが必要です。

多くの事業者は、その事業活動を、一法人のみで行っているのではなく、国内外の子会社等へ生産移転や運送委託等を行っています。したがって、当該事業者の環境パフォーマンスについて実状にあった形で正確かつ公正に評価するためには、生産移転先等の関係事業者も含めた組織の活動全体をカバーすることが期待されます。このため、財務会計の集計範囲に準じて、連結決算対象組織全体を把握することが基本となります。ただし、データ集計に要する負担や他者との比較評価の行いやすさ等を勘案して、環境負荷の低減に関して直接的に経営のコントロールが可能である範囲を踏まえて境界を定め、その境界を明確に示し、その境界を定めた理由を明らかにすることが必要です。

また、会社概要は単独決算のデータ、環境パフォーマンスは主要事業所みのデータ、事業活動における環境配慮の取組状況の記述は海外の事業所や子会社での取組も含むといった具合に、その内容によって対象組織の範囲（バウンダリー）が異なる場合は、まず環境報告の対象とすべき連結決算対象組織全体を明確にし、それぞれの項目において対象組織を明記するとともに、対象組織に加えた理由、あるいは除いた理由を記載することが必要です。

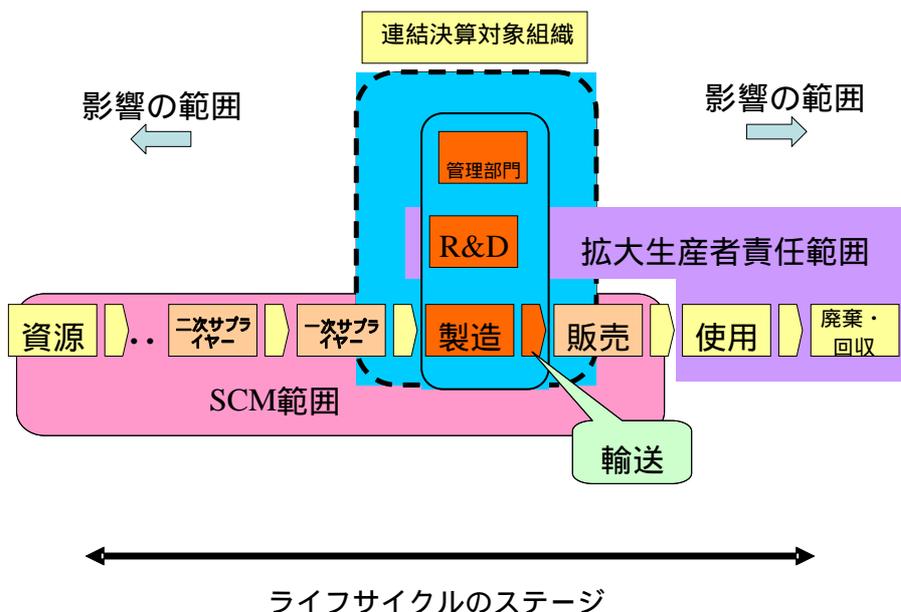
さらに、前回の環境報告書と当該年度等の環境報告書の対象組織が異なる場合は、その状況についても記載し、経年での比較容易性に配慮することが望まれます。

報告対象組織の記載にあたっては、組織全体の概要を理解できる図等を用いるとともに、全体の経営戦略や各組織の位置付け等についてもある程度説明する等の工夫を行うと、対象組織についての理解を得る手助けになると考えられます。

【求められる環境配慮の範囲の拡大】

製品を提供する事業者を例にとると、下図に示した連結決算対象組織の境界を超えて、サプライチェーン*を含めたライフサイクル全般にわたり、可能な限り環境負荷の全体像を把握していく努力をすることが望まれます。

図：環境経営の考え方により広がる環境配慮の範囲



(注) SCM: サプライチェーンマネジメントの略

対象期間の明確化

環境報告書で対象とする期間を明示することが必要です。

解説

環境報告書の対象期間は、会社概要や財務情報と環境パフォーマンス情報等、環境報告書に記載された各種データの対象期間を可能な限り統一し、もし内容により異なる場合には、その点を明記することが必要です。

また、公表された事業活動における環境配慮の取組実施期間あるいは環境負荷のデータ収集期間が、環境報告の対象期間と一致していることが必要です。しかし、取組の全てが一定期間内で終了するわけではないこと、過去に行った取組であっても現在まで継続して効果を発揮している場合があること等により、当該年度の取組のみの記載では事業者の取組全体を適切に紹介できない場合があります。その場合には理由等を明記して、過去の取組等を記載することが望まれます。

環境配慮の取組について、少なくとも事業年度又は営業年度ごとに環境報告を行い、次回の公表予定について記載することが必要です。

なお、報告対象期間の終了後であっても、環境報告を公表するまでの間に、ステークホルダーの判断に影響を及ぼす重大な事件・事故あるいは翌年度の環境パフォーマンスに影響を及ぼす重要な後発事象が生じた場合には、環境報告書に記載することが期待されます。

対象分野の明確化

環境報告書で対象とする内容の分野を明示することが必要です。

解説

環境報告書を作成する事業者は、当該環境報告書にてどの分野を報告しているのか（環境報告だけなのか、あるいは社会的取組も含むのかどうか等）を明確に示す必要があります。

現代社会においては、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に係わっており、環境負荷を低減し持続可能な社会を築いていくためには、社会経済システムに環境への配慮が織り込まれている必要があります。環境的側面から持続可能であるためには、社会、経済の側面についても健全で持続的でなければなりません。

近年、欧米に限らず我が国においても、環境分野だけでなく社会的分野、経済的分野等についても報告の対象分野として拡大する事業者が増加しており、これを「サステナビリティ（持続可能性）報告」あるいは「社会・環境報告書」、「CSR 報告書」として普及していこうという動きが強まっています。社会的分野とは、環境面での社会貢献取組ではなく、労働安全衛生、雇用、人権、地域及び社会に対する貢献、企業統治（コーポレートガバナンス）・企業倫理・コンプライアンス及び公正取引、個人情報保護、広範な消費者保護及び製品安全等のことです（参照：第4章）。また、経済的分野とは、売上高や利益の状況、資産、投融資額、賃金、労働生産性、雇用創出効果等のことです。

社会的分野及び経済的分野に関しては、環境分野とは異なり、どのような項目や内容を、どのように取り扱うか等について、まだ社会的合意が成立しているとはいえないというのが現状であり、今後、さまざまな検討が積み重ねられ実務の成熟を待つ必要があります。また、社会的取組の状況については、組織の社会的責任の観点から、ISO（国際標準化機構）が規格の開発を開始する等進展しており、これらの国内外の動向にも留意していく必要があります。

ISO26000の「組織の社会的責任指針（案）」では、組織の社会的責任をめぐる課題として、環境の他、人権、労働慣行、組織統治、公正な事業活動、コミュニティ参画及び社会開発、消費者課題が掲げられています。

本ガイドラインの第4章「社会的取組の状況」に関する情報・指標を参考にしつつ、報告の対象分野を拡大していくことが期待されます。

5 . 環境報告書の活用にあたっての留意点

(1) ステークホルダーとの関わり

ステークホルダーとは

ステークホルダーとは事業者等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や人物をいいます。事業者の利害関係者には、消費者、投資家、取引先、従業員、地域住民、行政組織等が考えられます。

環境報告書には、ステークホルダーが行うさまざまな意思決定や判断に必要な情報を適切に記載することが期待されます。

重要な項目の考え方

環境報告書は、事業者が社会との間で行うコミュニケーションの重要なツールであり、その読み手にはさまざまなステークホルダーが考えられます。環境報告書に求められる情報の内容や質は、ターゲットとするステークホルダーにより異なってきます。環境報告書のステークホルダーが必要としている情報を的確に抽出するには、ステークホルダーとの協議を行ったり、関与（エンゲージメント）³を促進する等が考えられます。

環境報告書の対象となるステークホルダー

環境報告書の対象となるステークホルダーには、顧客（消費者を含む）や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、従業員及びその家族、学識経験者や環境 NGO、消費者団体、学生、さらには地域住民や行政とさまざまな主体が考えられます。環境報告は、このようなステークホルダーに自社の環境配慮への取組を効率的かつ効果的に説明することができます。一方、環境報告書によって、ステークホルダーの環境意識等が向上することや、環境保全への活動が促されることも期待できます。また、環境報告書は、外部のステークホルダーに向けてのみ作成されているのではなく、その事業者の経営陣をはじめとする役員、従業員やその家族等も重要な環境報告書の読み手と言えます。

いずれにしろ、主としてどのような読み手やステークホルダーを想定して環境報告書を作成するのか、あるいは全ての主体を対象とした環境報告書を作成するのか等を十分に検討することが大切です。本ガイドラインは一般的に想定される主な読み手の全てを念頭において編集しましたが、以下に主な読み手について説明します(ただし、順不同)。

顧客（消費者を含む）

環境問題の深刻化や顕在化に伴い、顧客（消費者を含む）等の環境等に対する意識は

³ ステークホルダーの「関与(エンゲージメント)とは、組織がステークホルダーを理解し、彼らを組織の活動および意思決定過程に関与させるすべての努力を包含する包括的な用語です。(Stakeholder Research Associates Canada Inc., UNEP & AccountAbility, The Stakeholder Engagement Manual Volume 1: The Guide to Practitioners' Perspective on Stakeholder Engagement, 2005, p.13)」

ステークホルダーへの情報伝達や相談(Consultation)、対話(Dialogue)、協働(Partnership)等の相互的で意欲的な協力関係をいいます。

高まりつつあり、これまでの価格や品質に加え、環境配慮等の側面が製品やサービスを選択する際の判断材料の一つになってきています。

株主、金融機関、投資家

株主や金融機関、投資家は、従来に増して環境報告の対象となる重要なステークホルダーとなりつつあります。欧米のみならず我が国においても、事業者の事業活動への環境配慮等の取組状況は、投資や融資の際の判断材料の一つとして考えられています。

具体的には、社会的責任投資（SRI）等に見られるように環境問題等に熱心に取り組んでいる事業者を支援していきたいという考えや、環境問題等への対応の有無をリスクや機会と捉え、その取組如何が事業者の今後の業績を左右するという考えが広がりつつあります。

これらのステークホルダーは、事業活動における環境配慮の取組状況や環境に関する規制遵守状況等に強い関心を持っていると考えられます。

取引先（購入・調達の依頼先や発注の相手先等）

納入先や発注者等による環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの一環として、環境問題に適正に取り組むことを取引（入札や発注等）の条件の一つとする動きが強まってきています。

納入先や発注者等の取引の相手先に対する、環境問題に係る取引先の関心事としては、環境マネジメントの状況、化学物質の使用、管理の状況等が考えられます。

従業員及びその家族

有能な従業員を雇用するとともに、従業員の志気を向上させ、自らの事業者に対する誇りを養うためには、環境方針や自らの事業活動への環境配慮の取組に関する姿勢を示し、従業員やその家族から理解を得ることが重要になります。また、従業員への教育・研修のツールとして、環境報告書を活用することも考えられます。

学識経験者、環境 NGO、消費者団体

これらの団体等は環境問題等に関するオピニオンリーダーとして、あるいは専門的な立場から、事業者の事業活動への環境配慮等の取組状況を評価し、一般にわかりやすく伝えるインタープリター（通訳者）の役割を果たしており、一般の消費者やマスコミに強い影響力を持っています。

これらのステークホルダーに対しては環境配慮の取組状況や事業活動に伴う環境負荷の状況等、経年変化を示すことや、業界内での比較が容易な形で示すことが重要です。

学生等

近年、環境に関する学部や学科、講座を有する大学が増えてきており、環境問題に取り組む学生サークルも数多く存在し、活発に活動しています。これらの場で活動する学生等から事業活動における環境配慮等の取組について高い評価を得ることは、将来の顧客の獲得や有能な従業員の採用等に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

地域住民

地域住民は、工場等においてどのような環境保全への取組が行われているか、特に公害防止の対策や環境事故の未然防止対策等がどのように行われているかについて、関心を持っています。特に事業所単位のサイト環境レポートについては地域住民を意識して重要性の判断を行うことが望まれます。

行政

行政は、所管地域内の環境負荷の状況などを把握する必要があり、事業者は環境規制に従って環境報告を行うことが必要です。地方公共団体においても、地域の環境基本計画や地球温暖化対策行動計画等の中で、地域の事業者を計画の主要な対象として事業者の自主的な取組を通じた環境報告を促進し、その事業活動における環境負荷の低減を図ろうとする動きがあります。また、グリーン購入の進展と共に、入札参加や事業発注の条件の一つとして、環境マネジメントシステム(ISO14001 やエコアクション 21 等)の認証取得や環境報告書の作成・公表等を求める事例も増えています。

(2) 環境報告書の活用

公表媒体について

環境報告書の公表にあたっては、事業者を取り巻くステークホルダーとのコミュニケーションを深め、より多くのステークホルダーが活用する機会を作ることが大切です。また、環境報告書の情報がインターネットやマスメディア等のさまざまな媒体により、広く提供されることが期待されます。

そこで定期的な環境報告書の発行に加えて、より高い頻度で開示することが適切で重要な環境パフォーマンス情報や環境配慮の取組について、インターネット等を活用した追加的な情報発信をすることも有効であり、報告書の質を落とさずに複数の公表媒体の効果的かつ相互に連携した利用が期待されます。

インターネットは読み手が手軽に情報を入手できる手段として、また、情報を容易に最新の状態に更新することが可能であるという特徴を活かし、時宜にかなった情報を提供することができます。環境活動情報を冊子による環境報告書に記載するだけではなく、環境報告書とインターネットを併用する等の工夫をする等、読み手にとって必要な情報をタイムリーに提供することが期待されます。例えば、「環境報告の概要(BI-4)」にある「主要な指標等の一覧(BI-4-1)」等、環境報告書の主要な情報の公表や、詳細なデータをインターネット上で公表することも考えられます。

ただし、インターネットを併用する場合は、掲載している情報がどの時期の情報であるかを明記し、冊子の情報との違いが分かるように工夫することや、関連した情報を掲載したインターネットのURLを冊子に示す等、冊子の情報との関係を明確にすることが必要です。また、過去の情報についても参照できるようにしておくことが期待されます。

事業者の環境に関する活動が活発になるに従って、公表する環境配慮等の情報が増加する傾向にあります。より多くのステークホルダーに、より簡潔に環境報告書の内容を伝えたい場合には、環境報告書の要点のみを分かりやすくまとめた、いわ

ゆるダイジェスト版等を別途作成し、広く配布する方法もあります。

また、事業所を立地して活動している地域の情報に特化した地域版の環境報告書（環境サイトレポート）も地域とのコミュニケーションにおいて有効と考えられます。環境サイトレポート等については、地域住民等が必要とする水資源投入量、大気汚染や生活環境に係る負荷量、化学物質の排出量、総排水量等の地域性の高い環境パフォーマンスに関する情報や地域での活動に関する情報等に重点を置いて、簡潔に取りまとめることが望まれます。

どのような方法で環境報告書を公表するかは、想定される環境報告書の利用者の利便性や理解容易性を考慮し、事業者が自ら有効と判断した媒体、表現手段、作成方法を選択する必要があります。

なお、環境に関する重要な事象が起きた場合には、関連する情報を速やかにインターネット等で公表することが期待されます。

トピックス・特集について

事業者の環境配慮等の活動の中で、社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む）、ステークホルダーとの関係から重要と判断される情報について、トピックスや特集のページを設けて環境報告書に掲載する等、読み手の関心に応える工夫をすることが期待されます。また、必要に応じて、特集に記載することにした背景についても読み手に説明することや図表や写真等を活用し、わかりやすく説明することが望まれます。

ただし、トピックス・特集をもって体系的な情報の代わりとすることはできません。トピックスや特集にスペースを割きすぎることによって、必要な情報が十分に提供されないことのないように配慮する必要もあります。

6．環境報告書の内容及び信頼性を向上させるための作成過程における方策

環境報告書を作成する過程では、環境報告書の内容をより良いものとし、「信頼性」を高める（すなわち重要な情報の網羅性、正確性、中立性、検証可能性の観点からより適切なものとする）ための努力が求められます。そのためには、まず、事業者自らが報告書の内容について評価するとともに、報告書の基礎となる情報を正確なものとするよう努力が必要です。また、環境報告書の作成過程にステークホルダーが参画する、できあがった環境報告書についての意見をステークホルダーに求め意見書を添付する、中立的な第三者の審査を受ける等、組織外の主体が関わることで、事業者自身が見落としていた論点が明らかになり、報告書の内容が向上し、信頼性がさらに高まることも期待されます。

これらはいずれも重要な取組ですが、ステークホルダーとの関わり方や第三者からの外部審査の必要性、さらに事業者の経営資源の状況や環境報告書の作成の成熟度に応じて、また、必要に応じて組み合わせて取り組むことが期待されます。

事業者自らが実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

自己評価の実施

自己評価は、環境報告書の信頼性についてチェックリストを用いつつ事業者自身がレビューするもので、自己評価を行った場合にその手法・過程・結果等を公表するものです。

環境省では、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」を作成していますので、この手引きが活用されることを期待します。（参照：序章 5．既存のガイドライン等との関係）

「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き（試行版）」:

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/index.html

内部管理の徹底

これは、事業者内部の環境マネジメントシステム（ISO14001 やエコアクション 21 等）を徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較容易性や信頼性を確認するものです。内部監査を実施する過程で、環境報告書で公表する数値データの把握・集計・評価・公表の仕方や、外部コミュニケーションにおける環境報告書の活用状況及びステークホルダーとのコミュニケーションの状況についても確認することが期待されます。

内部監査基準や環境報告書作成の基準等の公開

これは、事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成の基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成の基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となります。

社内監査制度等の活用

これは、社内で環境報告書を作成した部門以外の社内組織等、例えば役員や監査担当部署、監査役や社外取締役等が客観的な視点をもって、環境報告書を検証するものです。

事業者以外の第三者が実施する信頼性を向上させる方策の例は、次の通りです。

双方向コミュニケーション手法の組込

これは、環境報告書の記載情報や環境保全への取組について、事業者がステークホルダーからの質問や意見に回答するだけでなく、両者が相互に意見を交換する仕組みを作ったり場を設けたりする取組です。事業者とステークホルダー等による座談会や説明会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もあります。

第三者による意見

これは、環境報告書を作成する事業者以外の主体（第三者）が、環境報告書の記載情報について評価や勧告等の意見を表明したり、環境報告書の背景にある事業者の取組に対して意見を表明するものです。なお、意見を表明する第三者の選択基準やその第三者の作成段階における関与の状況等、第三者意見表明の手續の概要を記載するとともに、第三者の意見に対して、事業者側が今後どうしていくのかについて

てコミットメントすることが望まれます。

第三者による審査

これは、環境報告書を作成する事業者以外の第三者（監査法人等の審査機関）が、環境報告書の記載情報やその背景にある取組内容の結果（環境パフォーマンス指標）について、適切な作成基準に従って作成されているかどうかを審査し、それらの正確性を中心とする審査の結論を表明するものです。その際は、事業者が本ガイドラインや他のガイドライン等から適切なものを選択し、あるいは自ら定めた作成基準に従って環境報告書を作成し、その作成基準を審査機関が判断規準（クライテリア）として審査を行います。

NGO・NPO等との連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、作成の過程に NGO・NPO のスタッフ、学生、一般消費者等が直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携の方法には単に意見交換を行うものから、記載情報のチェックを行うものまで、さまざまな内容があります。

また、参考資料の 7 .【チェックリスト】等を用いて本ガイドラインへの準拠の状況を示すことも信頼性の向上に資すると考えられます。

上記のような環境報告書の内容及び信頼性を向上させる取組と合わせて、それらの取組の結果や意見等に対応した状況についても、環境報告書に記載することが期待されます。